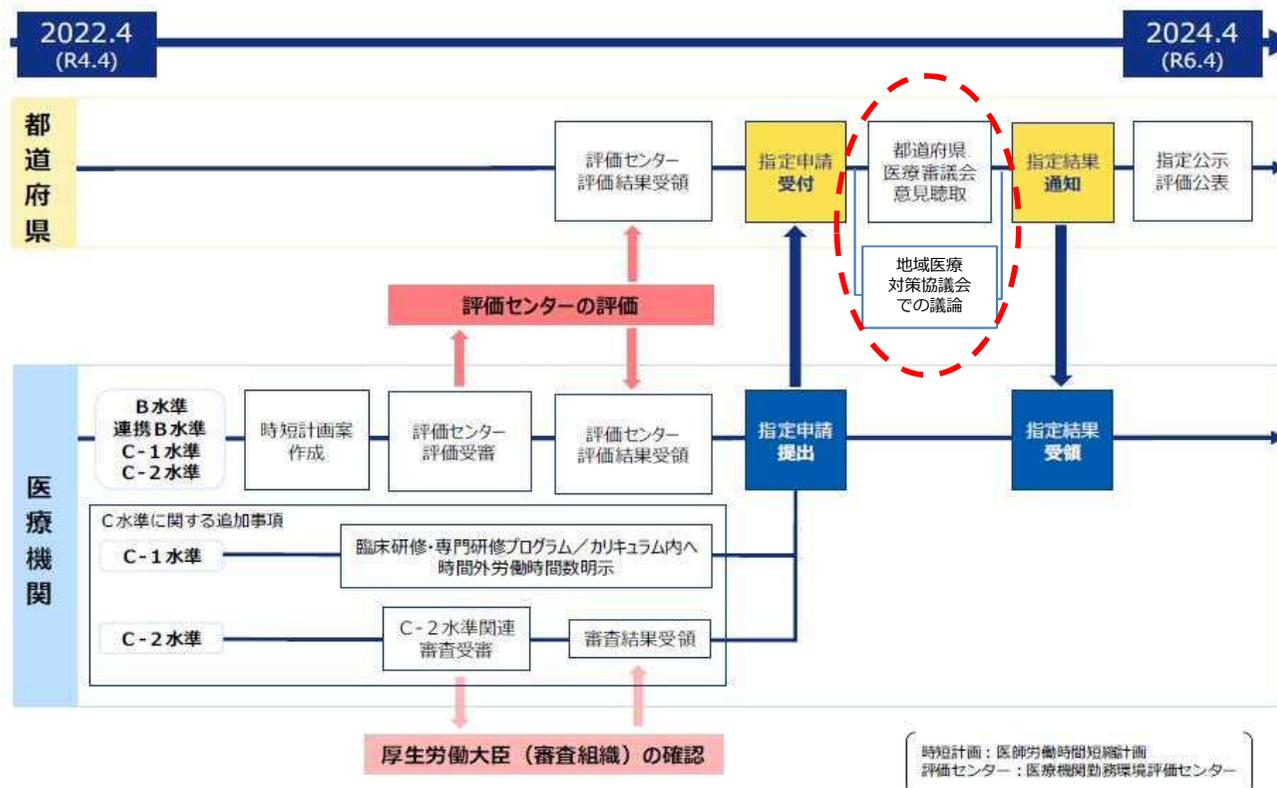


### 1. 指定までのイメージ

- ・ 指定に当たって、都道府県知事はあらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない(改正医療法第113条)
- ・ また、指定に関する実質的な議論については、地域医療対策協議会等の場で行うことを想定(医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ(令和2年12月22日))  
→令和6年2月16日に開催した令和5年度第3回地域医療対策協議会において、審査状況や指定理由を説明し、協議を行った。同協議会では、指定の必要性について了承を得た。



(令和4年度第2回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議(厚生労働省)資料より抜粋し一部追記)

### 2. 指定申請の状況(申請順)

- ・ B水準(3病院) …鶴岡市立荘内病院(令和5年12月18日)  
国立大学法人山形大学医学部附属病院(令和5年12月19日)  
県立中央病院(令和5年12月22日)
- ・ 連携B水準(1病院) …国立大学法人山形大学医学部附属病院(令和5年12月19日)

### 3. 指定要件の確認

県知事は以下の要件に該当すると認めるときは、特定労務管理対象機関に指定することができる。

【各指定区分共通要件】

	指定要件（概要）	確認方法	確認状況
1	労働時間短縮計画の案について <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること</li> <li>・次に掲げる事項が全て記載されていること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 医師の労働時間の状況</li> <li>イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標</li> <li>ウ 医師の労務管理及び健康管理に関する事項</li> <li>エ その他医師の労働時間の短縮に関する事項</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間短縮計画案</li> <li>・医療機関勤務環境評価センターによる評価結果</li> </ul>	県において左記資料を確認済み
2	面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関勤務環境評価センターによる評価結果</li> </ul>	県において左記資料を確認済み
3	一定の労働基準関係法令違反の疑いで送検・公表されていないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書</li> <li>・山形労働局への確認</li> </ul>	県において左記資料を確認済み
4	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果を踏まえること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関勤務環境評価センターによる評価結果</li> </ul>	次頁に記載

3. 指定要件の確認(続き)

医療機関勤務環境評価センターによる評価結果は以下のとおり

医療機関名 (評価結果報告書順)	医療機関勤務環境評価センターの評価結果概要	県による支援の方針
鶴岡市立荘内病院	<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、タスク・シフト/シェア、ICTの活用等が行われているが、計画段階の項目が見受けられることから、早期実施に向けて取組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>	<p>県においては、早期実施に向けて取り組む必要があると評価を受けている項目を中心に、山形県医療勤務環境改善支援センターを通じて支援を行うこととする。</p>
国立大学法人 山形大学医学部附属病院	<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師向け勤怠管理システムの導入により労働時間の把握・管理が行われているが、計画段階の項目やタスク・シフト/シェアなどについて早期実施に向けて取組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>	
山形県立中央病院	<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、タスク・シフト/シェアの実施や勤務環境改善への取組はなされているが、労働時間の把握と管理体制の整備や医師の勤務計画の作成などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>	

3. 指定要件の確認(続き)

【各指定区分別要件】

	指定要件(概要)	確認方法	確認状況(申請順)
B水準	<p>次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められる病院又は診療所</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急医療</li> <li>2 居宅等における医療</li> <li>3 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定申請様式</li> <li>・ 山形県保健医療計画等</li> </ul>	<p>以下の医療を提供するために、医師をやむを得ず長時間従事させる必要があると認められる。</p> <p>(1) 鶴岡市立荘内病院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2次救急医療機関として手術や入院治療の必要な重症患者の診療を行い、直近の1年間では4,000台以上の救急車を受入れるとともに、山形県がん診療連携指定病院等の重要な役割を担っている。(救急医療に該当)</li> </ul> <p>(2) 山形医大学医学部附属病院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3次救急医療機関として、重症・重篤患者の救命救急診療を行っている。(救急医療に該当)</li> <li>・ 3次医療機関として高度で特殊な医療や2次保健医療圏内で対応が困難な専門的医療を提供している。(地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療に該当)</li> </ul> <p>(3) 山形県立中央病院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3次救急医療機関として、重症・重篤患者の救命救急診療を行っている。(救急医療に該当)</li> <li>・ 3次医療機関として高度で特殊な医療や2次保健医療圏内で対応が困難な専門的医療を提供している。(地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療に該当)</li> </ul>
連携B水準	<p>管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたものであって、派遣を行うことによって派遣医師の時間外・休日労働時間が年間960時間を超える必要があると認められるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定申請様式</li> </ul>	<p>山形大学医学部附属病院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めた派遣を行っている。</li> <li>・ 当該派遣により医師をやむを得ず長時間従事させる必要があると認められる。</li> </ul>

#### 4. 県の指定方針

3病院はいずれも各種指定要件を満たしており、以下のとおり特定労務管理対象機関として指定することとしたい。

- ・ 鶴岡市立荘内病院… B水準
- ・ 国立大学法人山形大学医学部附属病院… B水準、連携B水準
- ・ 山形県立中央病院… B水準

#### 5. その他県内病院の状況

令和5年10月～令和6年3月に実施した県調査によると、申請意向がない県内63病院（うち1病院未回答）の取組み状況は以下のとおり

・ 特に優先的に取り組む必要があると考えられる次の2点については右表のとおり

- ①勤務時間の状況把握
- ②宿日直許可の申請・取得状況

→県では必要に応じて社会保険労務士を派遣するなど支援を行うと共に、引き続き状況を確認

分類		②宿日直許可	
		申請準備中	許可申請済 許可取得済 対応済
① 勤務 時間	兼業・副業 の把握未了	0	2
	把握済	0	60